

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第 11 回変更について
(通知)

本県の感染状況は、現在、「厳重警戒」にあつて、大変厳しい状況が続いており、11月26日(木)には、栄・錦地区の接待を伴う飲食店等に限定した営業時間短縮・休業要請、及び東京等への不要不急の移動自粛をお願いしたところですが、ガイドラインの最新情報を含め、これらの取組を「感染拡大予防対策指針」に反映し、第11回の変更を行いましたので通知します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 対策指針・第11回変更事項

(1) 第10回変更以降の要請事項の反映

- 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等の要請(11/26(木))
- 東京等への不要不急の移動自粛(同上)
- タクシー、バス・電車等公共交通機関でのマスク着用の徹底(11/24(火)定例会見)

(2) 参考資料の追加・変更

- 「感染拡大予防ガイドライン一覧」最新版への更新
- 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等の要請に関する資料の追加

2 県WEBページ掲載箇所

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`イライン)

052-954-6305 (タ`イライン)

052-954-6344 (タ`イライン)

052-954-6304 (タ`イライン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp